## 2014年(平成26年度)複数年サイクル点検評価レポート【施策評価】

分野名 II-4(1) 健康で安心して暮らせる社会の構築 施策No. 20 施策名 アスベスト飛散防止対策の推進 (良好な大気環境を確保するために)

	\G + /-	77711 -	- / <del>-</del> CD - <del>-</del>			ケニュンマま			
目的、内容	過去に	建材とし(	. 使用された	:アスベストの解体_	L事等における飛散防止対	東につい C 事	『業者指導を徹底し、環境中/ 	Nの飛散ゼロを目指す	
副次的効果、外部効果、外部効果									
果等									
関係法令、	大気汚	大気汚染防止法:吹付け石綿等を使用する建築物の建築工事(特定工事)の規制							
行政計画等							。 2築丁事(特定排出等丁事) <i>(</i>	の規制	
	府生活環境の保全等に関する条例:石綿含有成形板を一定規模以上使用する建築物の建築工事(特定排出等工事)の規制 建築基準法(H18 年改正施行):増改築時における吹付け石綿の除去等の義務づけ等								
		石綿による健康被害の救済に関する法律							
国等の政							 限の強化		
策、社会情									
勢等									
施策実施に	事業のコスト(千円)		円)		2011 年度(決算額	)	2012 年度(決算額)	2013年度(決算見込額)	
要したコス	環境目的の本施策			る目的であるもの		219,656	137,527	84,218	
ト(職員人				る目的であるもの		47,000	47,000	47,000	
件費を除	環境以外の目的を含む事業費			Į		0	0	0	
<u> </u>	17	ンチ		+m+P+*>+		<b>⇔</b> /≠			
取組指標及 び実績		<mark>然称</mark> · 東理場 A /	の立つ技术	把握方法		実績	への立て 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	上対策の投道	
(施策効果		_争坑场へ(	の立入検査	2013 年度: 大阪府環境白書掲載デー 2011・2012 年度: パトロール・ゴ		解体坑場寺・   <b>2011</b> 年度	への立入検査、適正な飛散防 :: 228 #t	111以京の指导	
の定量評									
価)					査等の合計で、2013年度データと同一 方法で計上した値		2012 年度:403 件 2013 年度:566 件		
(m)					<u>たに</u> 阪府環境白書掲載データ		2013 年度:300 F 2011 年度:対策工事 6 施設、空気環境測定 400 箇所		
			実施施設数別		年度: 2013 年度データ		:対策工事 6 施設、空気環境		
		空気環境》		と同じ方法で計					
	·								
工程表の進	工程名		進捗状	主な事業の名称	事業の実施状況				
<mark>捗状況</mark>			况*	. =					
	建築物の解体工		***	アスベスト飛散	解体現場等への立入検査、適正な飛散防止対策の指導を重点的に実施 発注者責任を明確化する条例改正(2013 年度)				
	事に伴うアスベ			防止対策等の推し					
	ストの飛散防止				短期間工事における迅速簡易測定の実施 アスベスト飛散防止推進月間(6、12月)の重点的なパトロールと指導				
				進				と指道	
	対策の			進	アスベスト飛散防止推進	月間(6、12	2月)の重点的なパトロール	と指導	
	対策の			医間建築物アス	アスベスト飛散防止推進 府民・事業者対象のセミ	月間(6、12 ナーの開催(	2月)の重点的なパトロール (2012・13年6月)	と指導 がある場合には、所有者等に対して	
	対策の	指導			アスベスト飛散防止推進 府民・事業者対象のセミ	月間(6、12 ナーの開催(	2月)の重点的なパトロール (2012・13年6月)		
	対策の	指導 物のアス の飛散防		民間建築物アス	アスベスト飛散防止推進 府民・事業者対象のセミ 建築基準法に基づき、劣化	月間( <b>6、12</b> ナーの開催( 比等により衛	2月)の重点的なパトロール (2012・13年6月) 生上著しく有害となる恐れカ		
	対策の: (建築 ベスト	指導 物のアス の飛散防		民間建築物アス ベスト対策事業 府有施設吹付ア スベスト対策事	アスベスト飛散防止推進 府民・事業者対象のセミ 建築基準法に基づき、劣付 除去等必要な措置を指導	月間( <b>6、12</b> ナーの開催( 七等により衛 ストの除去対	2月)の重点的なパトロール (2012・13年6月) 生上著しく有害となる恐れカ		
	対策の (建築 ベスト 止対策)	指導物のアス の飛散防 )		民間建築物アス ベスト対策事業 府有施設吹付ア スベスト対策事 業	アスベスト飛散防止推進 府民・事業者対象のセミ 建築基準法に基づき、劣化 除去等必要な措置を指導 府有施設の吹付けアスベ 空気環境測定等の定期点	月間( <b>6、12</b> ナーの開催( 比等により衛 ストの除去対 検を実施	2月)の重点的なパトロール 2012・13年6月) 生上著しく有害となる恐れか 策工事を実施	がある場合には、所有者等に対して	
	対策の (建築 ベスト 止対策 (アス	指導 物のアス の飛散防 ) ベストに		民間建築物アス ベスト対策事業 府有施設吹付ア スベスト対策事 業 石綿健康被害救	アスベスト飛散防止推進 府民・事業者対象のセミ 建築基準法に基づき、劣化 除去等必要な措置を指導 府有施設の吹付けアスベ 空気環境測定等の定期点	月間( <b>6、12</b> ナーの開催( 比等により衛 ストの除去対 検を実施	2月)の重点的なパトロール 2012・13年6月) 生上著しく有害となる恐れか 策工事を実施		
	対策の (建築 ベス対策 (アる	指導 物のアス の飛散防 ン ス ま で 表 き に へ ま		民間建築物アス ベスト対策事業 府有施設吹付ア スベスト対策事 業	アスベスト飛散防止推進 府民・事業者対象のセミ 建築基準法に基づき、劣化 除去等必要な措置を指導 府有施設の吹付けアスベ 空気環境測定等の定期点	月間( <b>6、12</b> ナーの開催( 比等により衛 ストの除去対 検を実施	2月)の重点的なパトロール 2012・13年6月) 生上著しく有害となる恐れか 策工事を実施	がある場合には、所有者等に対して	
	対策の (建築ト 止対策) (アス よる対応)	指導 物のアス の飛散防 ) ベストに 康被害へ )	· ☆計画Iゾ ŀ	民間建築物アス ベスト対策事業 府有施設吹付ア スベスト対策事 業 石綿健康被害救 済促進事業	アスベスト飛散防止推進 府民・事業者対象のセミ 建築基準法に基づき、劣の 除去等必要な措置を指導 府有施設の吹付けアスベ 空気環境測定等の定期点 石綿健康被害救済基金に	月間(6、12 ナーの開催( 比等により衛 ストの除去対 検を実施 対して拠出し	2月)の重点的なパトロール (2012・13年6月) 生上著しく有害となる恐れか 策工事を実施 ・救済制度の円滑な運用に資す	がある場合には、所有者等に対して	
評価	対策の (建築ト 止対策) (アス よる対応)	指導 物のアス の飛散防 ) ベストに 康被害へ )		民間建築物アス ベスト対策事業 府有施設吹付ア スベスト対策事 業 石綿健康被害救 済促進事業	アスベスト飛散防止推進 府民・事業者対象のセミ 建築基準法に基づき、劣化 除去等必要な措置を指導 府有施設の吹付けアスベ 空気環境測定等の定期点 石綿健康被害救済基金に ごおり/☆計画以下の進捗	月間(6、12 ナーの開催( 比等により衛 ストの除去対 検を実施 対して拠出し	2月)の重点的なパトロール (2012・13年6月) 生上著しく有害となる恐れか 策工事を実施 ・救済制度の円滑な運用に資す	がある場合には、所有者等に対して	
評価	対策の (建築 (ベ対策) (アる対応) (よの対応) ※進捗	指導 物のアス の飛散防 ) ベストに 康被害へ ) 状況:☆☆	言平·	民間建築物アス ベスト対策事業 府有施設吹付ア スベスト対策事 業 石綿健康被害救 済促進事業	アスベスト飛散防止推進 府民・事業者対象のセミ 建築基準法に基づき、劣の 除去等必要な措置を指導 府有施設の吹付けアスベ 空気環境測定等の定期点 石綿健康被害救済基金に	月間(6、12 ナーの開催( 比等により衛 ストの除去対 検を実施 対して拠出し	2月)の重点的なパトロール (2012・13年6月) 生上著しく有害となる恐れか 策工事を実施 ・救済制度の円滑な運用に資す	がある場合には、所有者等に対して	
評価	対 ( べ 止 ( く の ※ ( よ の ※ ( 本 の ) ※ (	指導 物のアス の飛散防 ) ベストに 康被害へ )	評 に に に に に に に に に に に に に	民間建築物アス ベスト対策事業 府有施設吹付ア スベスト対策事 業 石綿健康被害救 済促進事業	アスベスト飛散防止推進 府民・事業者対象のセミ 建築基準法に基づき、劣化 除去等必要な措置を指導 府有施設の吹付けアスベ 空気環境測定等の定期点 石綿健康被害救済基金に 世おり/☆計画以下の進捗 理由等	月間(6、12 ナーの開催( 七等により衛 ストの除去対 検を実施 対して拠出し / Δ計画とは	2月)の重点的なパトロール (2012・13年6月) 生上著しく有害となる恐れか 策工事を実施 ・救済制度の円滑な運用に資す	がある場合には、所有者等に対して	
評価計画見直し	対 ( べ 止 ( く の ※ ( よ の ※ ( 本 の ) ※ (	指導 物のアス の飛散防 ) ベストに 康被害へ ) 状況:☆☆	in i	民間建築物アスベスト対策事業 府有施設吹付アスベスト対策事 業 石綿健康被害救済促進事業 の進捗/☆☆計画を 間に推移している	アスベスト飛散防止推進 府民・事業者対象のセミ 建築基準法に基づき、劣化 除去等必要な措置を指導 府有施設の吹付けアスベ 空気環境測定等の定期点 石綿健康被害救済基金に 世おり/☆計画以下の進捗 理由等 現場立入等を重点的	月間(6、12 ナーの開催( 比等により衛 ストの除去対 検を実施 対して拠出し / Δ計画とは	2月)の重点的なパトロール (2012・13年6月) 生上著しく有害となる恐れか 策工事を実施 救済制度の円滑な運用に資金 (関係)	がある場合には、所有者等に対して	
	対 ( べ 止 ( く の ※ ( よ の ※ ( 本 の ) ※ (	指導 物のアス の飛散防 ) ベストに 康被害へ ) 状況:☆☆	in i	民間建築物アス ベスト対策事業 府有施設吹付ア スベスト対策事 業 石綿健康被害救 済促進事業 の進捗/☆☆計画を 間に推移している 部は計画以上の進捗	アスベスト飛散防止推進 府民・事業者対象のセミ 建築基準法に基づき、劣化 除去等必要な措置を指導 府有施設の吹付けアスベ 空気環境測定等の定期点 石綿健康被害救済基金に 世おり/☆計画以下の進捗 理由等 現場立入等を重点的	月間(6、12 ナーの開催( 比等により衛 ストの除去対 検を実施 対して拠出し / Δ計画とは	2月)の重点的なパトロール (2012・13年6月) 生上著しく有害となる恐れか 策工事を実施 救済制度の円滑な運用に資金 (関係)	がある場合には、所有者等に対して	
計画見直し	対 (ベル (メの ※ (よの ※ (よの ※ (よの ※ (本 (よの ※ (本 (まの ) (本 (まの ) (本 (まの ) (本 (ま) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま)	指導 物の飛散 の飛散 の飛散 にへ の 大き の が の の が の の の の の の の の の の の の の の	<ul><li>評</li><li>試況 順</li><li>試状況 一</li><li>見</li><li>無</li><li>施策 無</li></ul>	民間建築物アス ベスト対策事業 府有施設吹付ア スベスト対策事 業 石綿健康被害救 済促進事業 の進捗/☆☆計画を 間に推移している 部は計画以上の進捗	アスベスト飛散防止推進 府民・事業者対象のセミ 建築基準法に基づき、劣化 除去等必要な措置を指導 府有施設の吹付けアスベ 空気環境測定等の定期点 石綿健康被害救済基金に 世おり/☆計画以下の進捗 理由等 現場立入等を重点的 見直し・改善点のア	月間(6、12 ナーの開催( 比等により衛 ストの除去対 検を実施 対して拠出し / △計画とは のに実施し、E	2月)の重点的なパトロール (2012・13年6月) 生上著しく有害となる恐れか 策工事を実施 救済制度の円滑な運用に資す は異なる事業内容で進捗	がある場合には、所有者等に対して	
計画見直し 又は改善事	対 (ベル (よの ※ 施 事 目 施 工 程 ス対 に た る 対 進 り る 対 進 り に り る り る し れ り し れ り し れ り し れ り し れ り し れ り し れ り し れ り し れ り し れ り し れ り し り し	指導 物の飛散 の不散 の不散 の不散 の不散 の の の の の の の の の の の	<ul><li>評</li><li>況</li><li>順</li><li>見</li><li>無</li><li>施策</li><li>無</li><li>有</li></ul>	民間建築物アス ベスト対策事業 府有施設吹付ア スベスト対策事 業 石綿健康被害救 済促進事業 の進捗/☆☆計画を 間に推移している 部は計画以上の進捗	アスベスト飛散防止推進 府民・事業者対象のセミ 建築基準法に基づき、劣化 除去等必要な措置を指導 府有施設の吹付けアスベ 空気環境測定等の定期点 石綿健康被害救済基金に 世おり/☆計画以下の進捗 理由等 現場立入等を重点的	月間(6、12 ナーの開催( 比等により衛 ストの除去対 検を実施 対して拠出し / △計画とは のに実施し、E	2月)の重点的なパトロール (2012・13年6月) 生上著しく有害となる恐れか 策工事を実施 救済制度の円滑な運用に資す は異なる事業内容で進捗	がある場合には、所有者等に対して	
計画見直し 又は改善事	対 (ベル (よの ※ 施事 目施 工その (よの ※ 施業 ・ に を を を を を を を を を を を を を を を を を を	指導 物の飛 の飛 の飛 の飛 の形 の形 の形 の形 の形 の形 の形 のの形 のの形	<ul><li>評</li><li>況</li><li>順</li><li>財</li><li>見</li><li>無</li><li>施策</li><li>無</li><li>有</li></ul>	民間建築物アス ベスト対策事業 府有施設吹付ア スベスト対策事 業 石綿健康被害救 済促進事業 の進捗/☆☆計画と 間に推移している 調に推移している 部は計画以上の進捗 直し・改善点の有無	アスベスト飛散防止推進 府民・事業者対象のセミ 建築基準法に基づき、劣化 除去等必要な措置を指導 府有施設の吹付けアスベ 空気環境測定等の定期点 石綿健康被害救済基金に 世おり/☆計画以下の進捗 理由等 現場立入等を重点的 見直し・改善点のア	月間(6、12 ナーの開催( 比等により衛 ストの除去対 検を実施 対して拠出し / △計画とは のに実施し、E	2月)の重点的なパトロール (2012・13年6月) 生上著しく有害となる恐れか 策工事を実施 救済制度の円滑な運用に資す は異なる事業内容で進捗	がある場合には、所有者等に対して	

環境総合計画	点検評価手法の適正さについて	評価結果について	計画の見直し又は改善方針について
部会委員によ	点検評価の手続きについては、概ね妥当である。	評価結果については、概ね妥当である。しか	見直し・改善点の有無については概ね妥当であ
る点検(所見)		し、次の項目についてさらなる検討を行うこ	る。しかし、次の項目については再度検討が必要。
		とが望ましい。	・工程表欄の理由等欄に記載されている「工程」
		・事業・工程の進捗状況に対する「一部は計画	の内容が、この評価表にいう「工程表」の意味す
		以上の進捗」とする評価のより詳細な評価の	るところと異なる意味で使われているように見し
		<b>仕方。</b>	受けられることから、検討のうえ必要に応じ見直
			しが必要。